

電波の利用状況調査の現況

平成29年11月27日
事務局

- 電波の利用状況調査の目的と調査対象 3
- 調査方法と調査項目 4
- 電波の発射状況調査 5
- 調査項目と省令及び評価内容の関係 6
- 不公表情報の取扱い 7
- 電波の利用状況調査 制度の経緯 8
- 平成29年度電波の発射状況調査について 9

- <参考> 電波の利用状況調査の位置づけ 10
- <参考> 電波の利用状況調査の概要 11
- <参考> 電波の利用状況調査 実施の流れ 12
- <参考> 調査結果の評価と公表 13
- <参考> 調査結果と評価結果 14
- <参考> 電波の利用状況調査の評価結果を周波数割当計画に反映した例 15
- <参考> 電波の利用状況の調査等に関する省令と告示の関係 16
- <参考> 調査の法的根拠 17

電波の利用状況調査の目的と調査対象

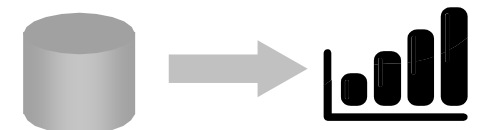
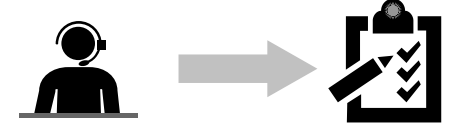
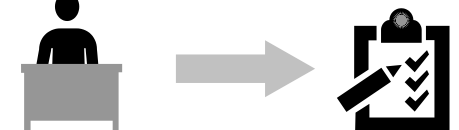
- 今後、技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再配分等に資するために、おおむね3年ごとに電波の利用状況を調査・公表し、国民の意見を踏まえ、電波の有効利用の程度を評価する。
- 3年を周期として、電波法で定める周波数帯(3THz以下)を ①714MHz以下、②714MHzを超え3.4GHz以下、③3.4GHzを超えるものの3つに区分し、区分ごとに毎年度順番に調査を実施。
- 国、地方公共団体及び民間が開設している全ての無線局を総合通信局の管轄区域ごとに調査。

3年を周期として周波数帯ごとに実施				臨時調査
周波数帯別の主な用途等	① 714MHz以下	② 714MHz超3.4GHz以下	③ 3.4GHz超	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模陸上移動、アマチュア ・航空、海上移動 ・地上放送(中波、FM、TV)など <p>電波の特性上、山や建造物があってもある程度まで電波の回り込むことが可能な伝搬特性を有しており、アマチュア、簡易無線など周波数を共用している無線局が多数を占めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模陸上移動(携帯電話、MCA) ・移動衛星 ・インマルサット衛星 など <p>携帯電話等の移動業務で主に利用している周波数帯。電気通信事業者等比較的大規模な免許人の無線局が多数を占めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定マイクロ ・固定衛星、放送衛星 ・短距離レーダー、短距離陸上移動 など <p>電波の特性上、電波の指向性が鋭く直進性が強くなり、主な利用形態として固定業務、衛星通信、レーダー等に使用されている。固定局など無線局当たりの周波数が多い局が多数を占めている。</p>	<p>2,545MHzを超え2,655MHz以下の周波数を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局</p> <p>周波数再編アクションプランにおいて、広帯域移動無線アクセスシステムの利用に関し2.5GHz帯での周波数帯の拡大(2,625～2,655MHz)を図ることとしており、同周波数帯の割当ての検討等に資するため、臨時の利用状況調査を実施</p>
実施年度	H17	H16	H15	
	H20	H19	H18	
	H23	H22	H21	
	H26	H25	H24	★H25年1月告示、同4月公表
	H29	H28	H27	
		H31	H30	

※「移動通信システム」の電波の利用状況調査については、平成30年度調査から実施予定。

調査方法と調査項目

- 調査対象無線局を全国11の総合通信局通信局等の管轄区域ごとに調査を実施。
- 免許人情報を管理する総合無線局監理システムデータベースの情報に基づく調査及び免許人に調査票を送付し、その報告に基づく調査等を実施。
- 免許及び登録を要しない無線局については、技術基準適合証明を受けた無線設備の台数等の調査を実施。
- 電波の利用状況調査を補完するため、一部の無線システムへ電波の発射状況調査を実施。

調査方法	総合無線局監理システム (PARTNER) 調査	調査票調査※	免許不要局台数調査
調査 イメージ	 <p>無線局DB (PARTNER)</p> <p>無線局数等の 基礎数値調査</p>	 <p>免許人</p> <p>利用実態等 の調査</p>	 <p>認証取扱業者 登録証明機関</p> <p>出荷台数等</p>
主な 調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ①免許人数 ②無線局数 ③無線局の目的 ④電波の型式、占有周波数帯幅 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤通信量の管理の有無 ⑥実運用時間帯(通信を行わない時間帯) ⑦デジタル技術(又はナロー化技術)の導入状況 ⑧予備電源の有無、運用可能時間(具体的な時間) ⑨管理規程の有無、管理責任者配置の有無、点検実施の有無、災害・故障時等の具体的対策の有無、災害・故障時等の復旧体制の有無 ⑩他の電気通信手段への代替の可能性、他の電気通信手段への代替の可能な時期、他の電気通信手段への代替困難な理由、他の周波数帯への移行の可能性 ⑪代替、移行、廃止の完了予定時期、代替、移行、廃止の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●技術基準適合証明を行った特定無線設備の数 ●出荷台数

※調査票調査の対象となるシステムは、周波数アクションプラン、周波数移行対象などの状況をふまえて決定します。

電波の発射状況調査

- 電波の利用状況調査を補完するものとして、平成25年度から総務省の電波監視施設等を活用して実施。
- 周波数移行予定等の周波数帯域における、特定の地点、特定の時間帯の電波の発射状況を調査。結果は電波の利用状況調査の参考資料として公表。
- 調査結果は、縦軸に時間、横軸に周波数の形式で公表される。(発射状況調査のデータからは、電波を発射している者の特定は困難)

電波の利用状況の調査等に関する省令
 第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

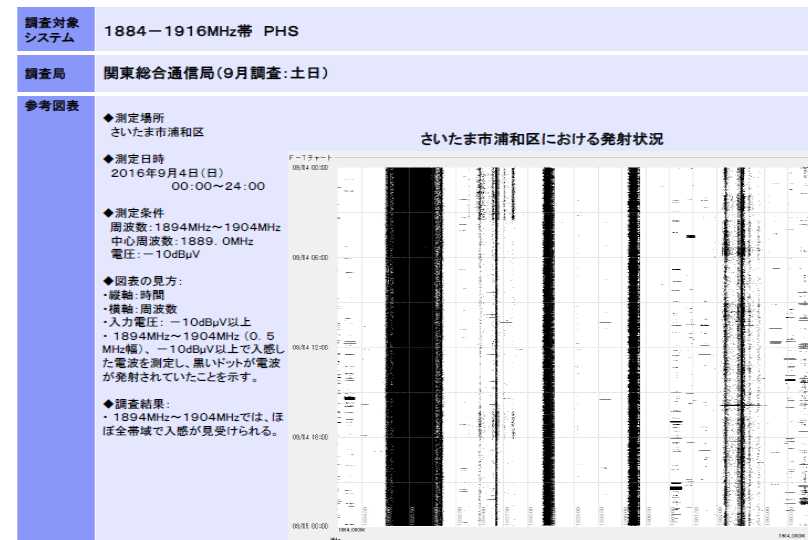
(中略)

6 総務大臣は、第二項から第四項まで及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、自ら行う電波の発射状況の調査結果を活用することができる。

< 電波の発射状況調査の測定可能な装置 >

装置等	固定 又は 可搬	測定周波数	その他
遠隔方位測定装置 (DEURAS・利発調機能)	固定	20MHz～3GHz	
電波スペクトラム自動記録装置	可搬	20MHz～3GHz	
・受信機 AR5001Dスペクトログラム記録機能 ・受信機AR6000DSスペクトログラム記録機能	可搬	20MHz～3GHz	
電波スペクトラム自動記録装置	可搬	1MHz～6.2GHz	

< 電波の発射状況調査の調査結果の一例 >



これまでの電波の発射状況調査の実績

■平成25年度
 800MHz 映像FPU
 800MHz 特定ラジオマイクの陸上移動局(A型)
 900MHz 携帯無線通信、パーソナル
 905MHz 携帯無線通信(陸上移動局)
 945MHz 携帯無線通信(基地局)
 950MHz 移動体識別(RFID)、950MHz 音声STL
 2.4GHz 小電力データ通信システム(無線LAN)

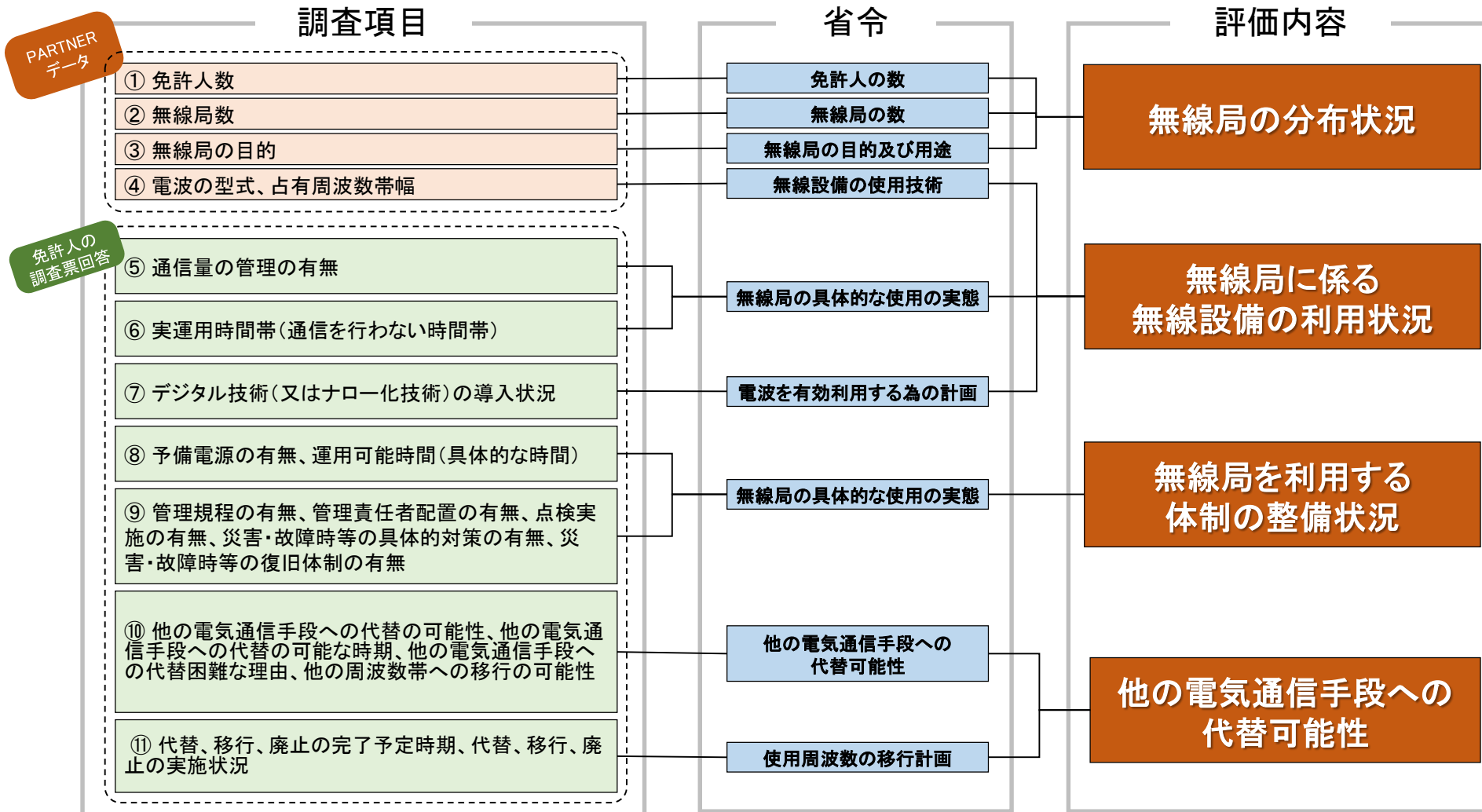
■平成26年度
 150MHz 簡易無線
 350MHz 簡易無線
 400MHz 地域振興用無線
 400MHz タクシー無線

■平成27年度
 5GHz 小電力データ通信システム(無線LAN)

■平成28年度
 800MHz 映像FPU
 800MHz 特定ラジオマイクの陸上移動局(A型)
 900MHz 携帯無線通信、905MHz 携帯無線通信
 945MHz 携帯無線通信(基地局)、958MHz 携帯無線通信(基地局)
 1.8GHz PHS
 2.4GHz 小電力データ通信システム(無線LAN)

調査項目と省令及び評価内容の関係

総合無線局監理システム(PARTNER)データ及び免許人からの調査票回答に基づき、省令に定める調査項目について分析を行い、評価を実施。

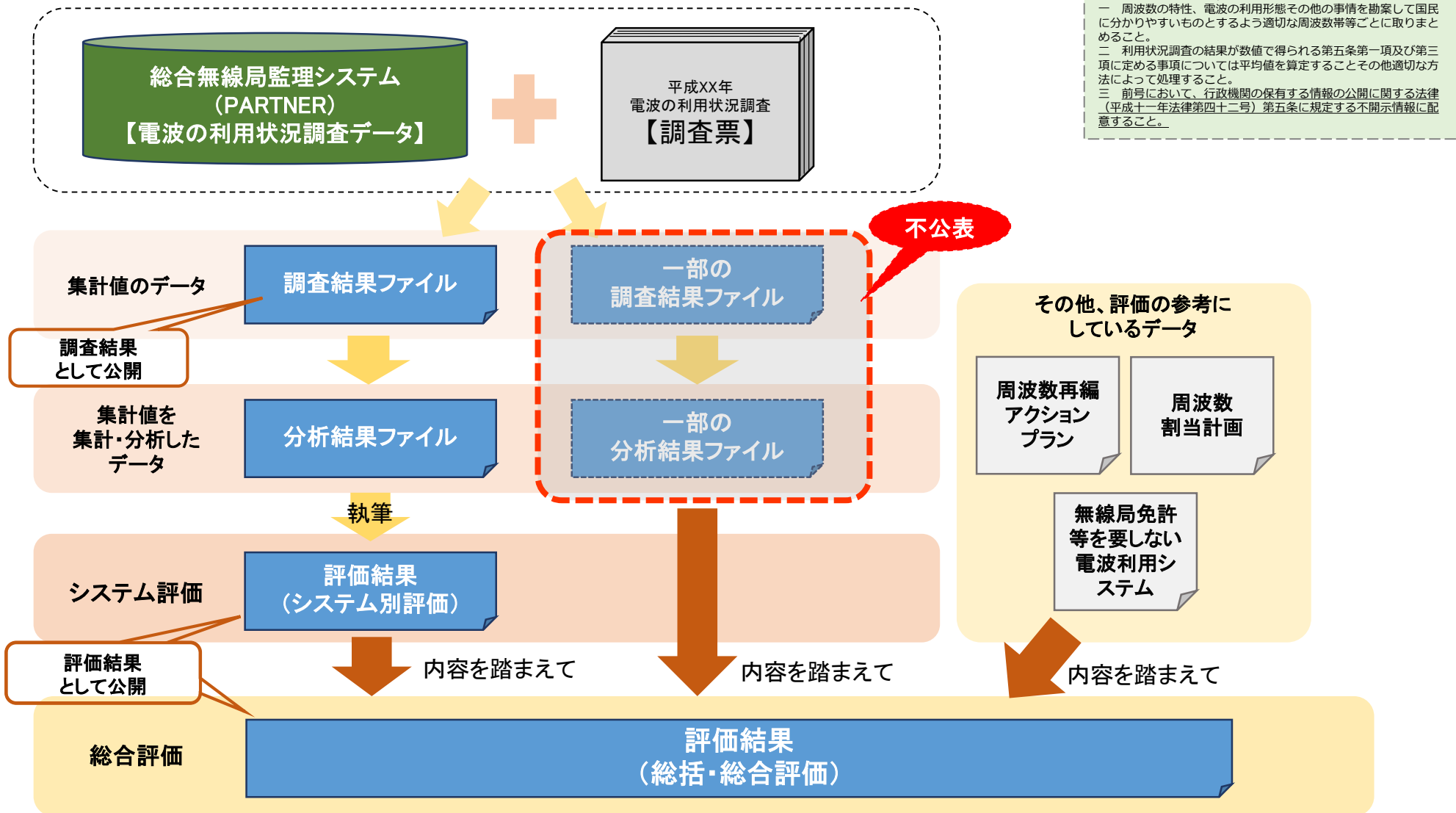


※電波の利用状況の調査等に関する省令
(平成十四年十月三十日総務省令第百十号)

※電波法第二十六条の二第三項に規定する電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針(平成十九年一月四日)(総務省告示第一号)

不公表情報の取扱い

一部の情報を不公表として取り扱っている。



電波の利用状況の調査等に関する省令
 第七条 法第二十六条の二第三項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。
 一 周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して国民に分かりやすいものとするよう適切な周波数帯等ごとに取りまとめること。
 二 利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第三項に定める事項については平均値を算定することその他適切な方法によって処理すること。
 三 前号において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不表示情報に配慮すること。

電波の利用状況調査 制度の経緯

平成13年

電波の利用状況の公表等に関する調査研究会

平成14年

電波利用の円滑化に向けた取組み

無線局数
約8,100万局

IT革命の進展による携帯電話や無線アクセスシステムなどの新たな電波ニーズの増大により、無線局数は爆発的に増加。こうした電波利用の増大に伴い、今後発展が期待される電波利用システムの導入に必要な周波数の迅速な確保が求められ、総務省では、電波の有効利用に向けた取組みの一環として、平成14年に電波法を一部改正することにより、電波の利用状況を調査し、これを評価し、公表する制度を創設し、周波数割当計画の作成、変更を活用していくこととした。

電波の利用状況
調査開始

平成19年

✓ 電波の利用状況の調査等に関する省令の見直し

10年間

約1.3億局

(平成十九年一月四日)(総務省告示第一号)「電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令」電波の利用状況の調査の効率性を高めるとともに、免許人の負担を軽減するため、調査事項の見直し等を行う。

見直し

- ・ 免許人の負担軽減
- ・ 周波数割当計画の変更時期の検討の容易化
- ・ 調査票の作成及び管理の容易化
- ・ 評価のための十分な時間の確保

平成24年

✓ 電波の利用状況調査の見直し

5年間

電波法の一部を改正する法律(平成14年法律第38号)附則第2項の規定により、法施行(平成14年10月31日施行)後10年を経過した場合において、電波の利用状況調査の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっている。

見直し

電波有効利用の促進に関する検討会

- ・ 調査内容、評価手法の深化
- ・ 調査結果の公表方法の見直し
- ・ 免許人回答手段の電子化
- ・ 周波数帯の区分の見直し

平成29年

✓ 移动通信システム調査周期の見直し

平成29年5月に成立した電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律において、現在、おおむね3年ごととされている電波の利用状況の調査等の周期について、無線通信サービスに関する最新技術の使用動向や無線局数の増加に伴う周波数需要の変化を的確に把握できるよう、総務省令で柔軟に定めることとされた。

見直し

次に掲げる周波数帯については、毎年、電波の利用状況調査を行う。

- ・ 携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯
- ・ 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

約2.2億局

電波有効利用成長戦略懇談会

電波の利用状況調査を補完する電波の発射状況調査(以下、「発射状況調査」という。)を有効に活用することが求められている中、今後の発射状況調査の対象システムや測定手法等の検討に繋がる視点も合わせ持って本年度の発射状況調査を実施する。

<調査対象>

発射状況調査の対象は、周波数アクションプランを参考に選定。(平成28年度は、比較検討を行うために3年前と同一システムを対象とした。)

変更

平成29年度調査の対象は、平成26年度に実施した対象システムに加え、以下の発射状況調査を実施。

- ① 新たなニーズ(割当)がある周波数帯域を発掘するための発射状況調査
- ② 平成29年度電波の利用状況調査(免許人調査による実運用時間)の確認のための発射状況調査
- ③ 公共用が使用している周波数で周波数移行等を求めている周波数帯域の発射状況調査
- ④ 一般業務用等に使用されている周波数の使用状況を把握するための発射状況調査

<測定方法等>

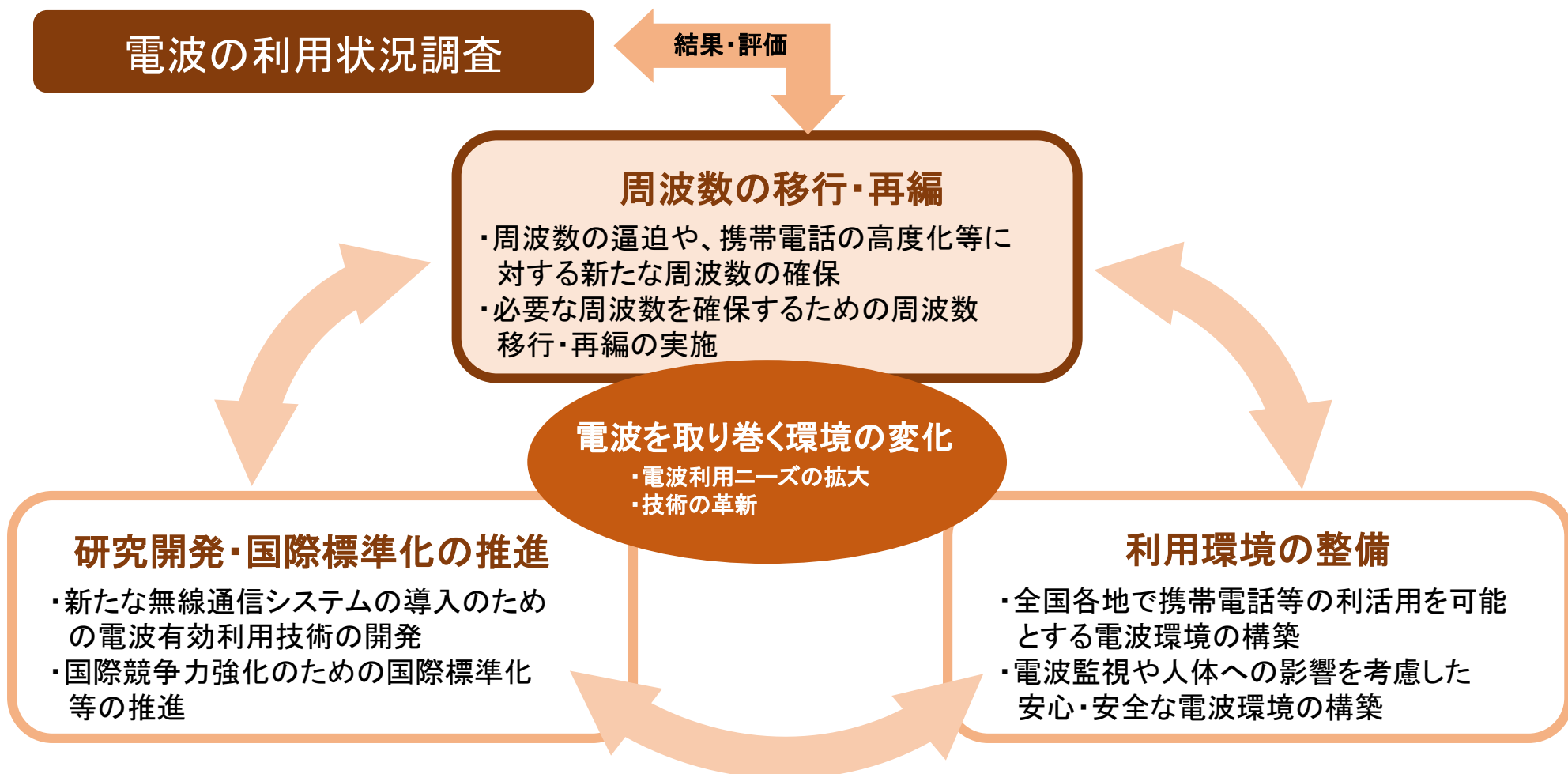
従来の発射状況調査は、多くの場合、特定の1日を時期を変えて2回、計2日調査を実施。

変更

- ① 一定期間の継続調査により電波の発射状況の実態を把握するため、1週間程度の測定。
- ② 監視用機器を活用した測定。
- ③ 監視用機器と遠隔方位測定装置(DEURAS)を組み合わせた測定。

<参考> 電波の利用状況調査の位置づけ

技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再配分等に資するために、おおむね3年ごとに電波の利用状況を調査・公表し、国民の意見を踏まえ、電波の有効利用の程度を評価し、周波数の移行・再編に資する。



1. 目的

今後、技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再配分等に資するために、おおむね3年ごとに電波の利用状況を調査・公表し、国民の意見を踏まえ、電波の有効利用の程度を評価する。

2. 調査の法的根拠

電波法(昭和25年法律第131号)第26条の2

3. 調査対象

電波法第26条の2第1項に基づく電波の利用状況の調査等に関する省令第3条の規定により、3年を周期として、電波法で定める周波数帯(3THz以下)を

- ① 714MHz以下、
- ② 714MHzを超え3.4GHz以下、
- ③ 3.4GHzを超えるもの

の3つに区分し、区分ごとに毎年度順番に調査を行う。(平成15年度調査の3.4GHzを超える周波数帯から順に調査を実施。)

また、必要があるときはその対象を限定して臨時の利用状況調査を実施。平成30年度からは、移動通信システムの電波の利用状況調査について毎年の調査を実施予定。

4. 調査方法

調査対象無線局を全国11の総合通信局通信局等の管轄区域ごとに調査を実施。免許人情報を管理する総合無線局監理システムデータベースの情報に基づく調査及び免許人に調査票を送付し、その報告に基づく調査等。また、電波の利用状況調査を補完するものとして、平成25年度から総務省の電波監視施設等を活用。

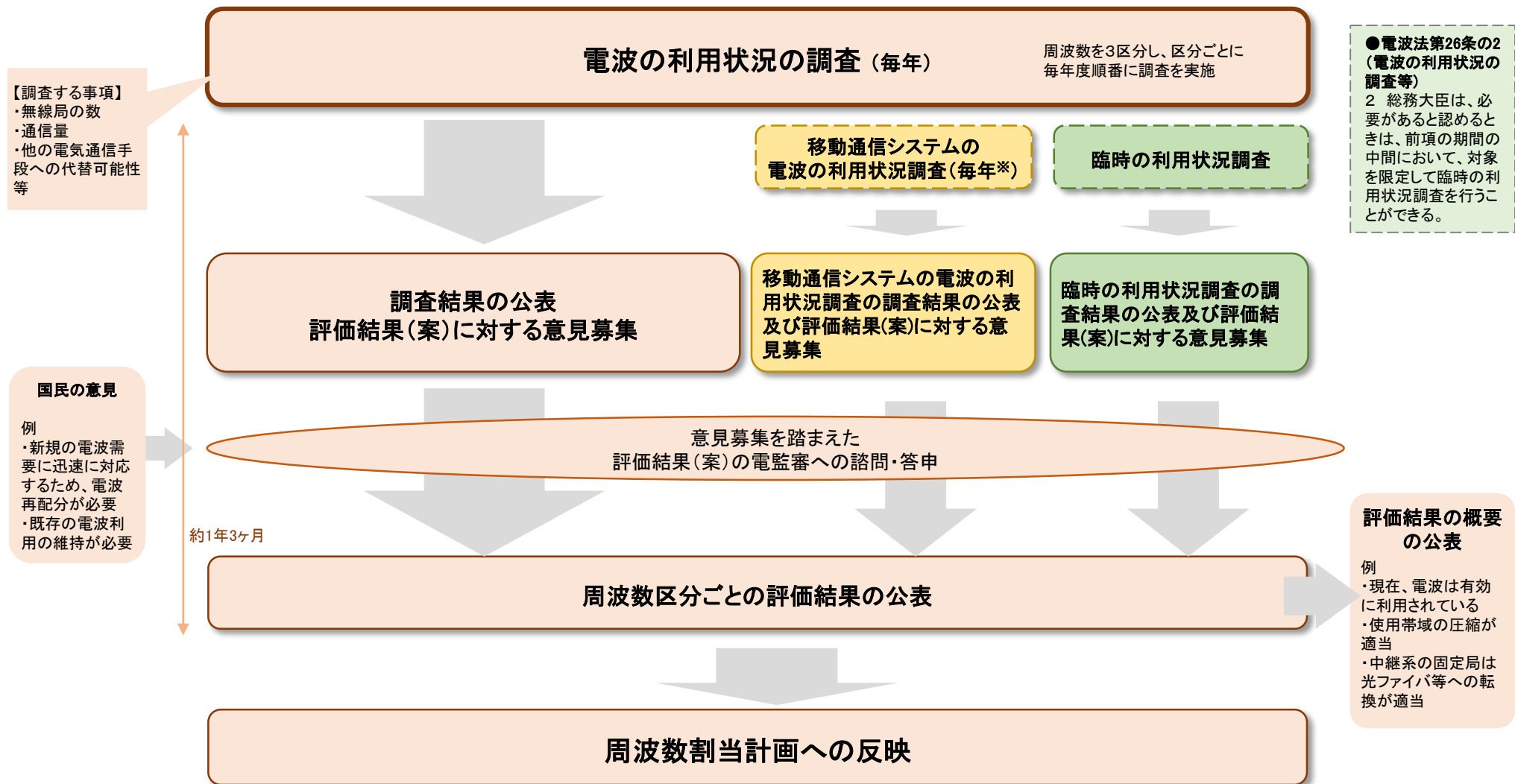
5. 調査項目

免許人の数、無線局の数、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等。

6. 調査結果・評価

省令及び告示に基づき、電波の利用状況調査の結果から電波の有効利用の程度を評価し、その内容を「調査結果」と「評価結果」として公表。

<参考> 電波の利用状況調査 実施の流れ



※「移動通信システム」の電波の利用状況調査については、平成30年度調査から実施予定。

<参考> 調査結果の評価と公表

以下の省令及び告示に基づき、電波の利用状況調査の結果から電波の有効利用の程度を評価しその内容を公表する。

【電波の有効利用の評価の方法】

- ・電波の利用状況の調査の結果
- ・周波数の使用期限等の条件への対応状況
- ・新たな電波利用システムに関する需要の動向
- ・周波数再編アクションプランへの対応状況
- ・その他(技術の発達の動向、需要の動向等)

【電波の利用状況調査の評価と結果公表】

- ・調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに作成。
- ・適切な周波数帯等ごとに取りまとめる。
- ・電波の利用状況調査の結果が数値で得られる事項については適切な方法によって処理する。
- ・国民の安全・安心に関わる一部の情報については、不公表扱いとしている。

●電波法 第26条の2(電波の利用状況の調査等)

3 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

●総務省告示第一号 電波法第二十六条の二第三項に規定する電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針(電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針)

一 目的

この方針は、電波法第二十六条の二第三項の規定に基づく電波の有効利用の程度の評価に関する基本的事項を定めることを目的とする。

二 評価の単位

評価は、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成十四年総務省令第十号)第三条に規定する周波数帯ごとに、全国の区域及び総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域ごとに行うものとする。ただし、電波の利用の程度の評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

三 評価の方法

評価は、原則として、調査の対象である周波数帯の周波数の電波を使用する電波利用システムについて、次に掲げる事項を分析することにより行うものとする。

- 1 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条第一項に掲げる事項の調査結果及び同条第七項の規定に基づく調査結果
- 2 電波法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況
- 3 新たな電波利用システムに関する需要の動向
- 4 電波の利用状況の調査の評価結果に基づき総務省が策定及び公表している具体的な周波数の再編に関する取組(周波数再編アクションプラン)への対応の状況

四 留意事項

評価は、電波の利用を廃止し、又は変更した場合、次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性に留意して行うものとする。

- 1 国の安全確保及び公共の秩序維持等のための電波の利用
- 2 非常時等における国民の生命及び財産の保護等のための電波の利用
- 3 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
- 4 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

●総務省令第十号 電波の利用状況の調査等に関する省令(利用状況調査及び評価の結果の概要の作成及び公表)

第七条 法第二十六条の二第四項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して国民に分かりやすいものとするよう適切な周波数帯等ごとに取りまとめること。
- 二 利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第四項に定める事項については平均値を算定することその他適切な方法によって処理すること。
- 三 前号において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報に配慮すること。

<参考> 調査結果と評価結果

「電波の利用状況調査」の結果の公表は、<調査結果>と<評価結果>の構成でされる。

<調査結果>

総合無線局監視システム(PARTNER)調査及び調査票調査の結果を無線システム毎にまとめて公表しています。

<掲載内容>免許人の数、無線局の数、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性等

<評価結果>

第1章 714MHz 超 2.4GHz 以下の周波数帯の利用状況の概況

(1) 全国での分布概況

全国の前年対比	平成25年度集計	平成26年度集計	増減
全国の無線局数	157,569 局	134,829 局	-22,739 局
全国の無線局数	363,263,697 局	624,895,054 局	+261,631,357 局

(2) 全国における714MHz 超 2.4GHz 以下の周波数帯の利用状況の概況

714MHz を超え 2.4GHz 以下の周波数帯域を7の周波数区分に分けて、その周波数区分ごとに調査する。

無線局数の割合については、1.7GHz を超え 2.4GHz 以下の周波数の電波を使用している無線局の割合は、全体の約 79% を占めている。一方で、714MHz を超え 950MHz 以下の周波数の電波を使用している無線局が 43.1% を、1.4GHz 超 1.7GHz 以下の周波数の電波を使用している無線局が 14.9% を占めている。これら3つの周波数区分で全体の 34.9% を占めている。(図表一表一1~1)

図表一表一1-1 無線局数ごとの無線局数の割合及び割合

図表一表一1-2 無線局数ごとの無線局数の割合及び割合

図表一表一1-3 無線局数ごとの無線局数の割合及び割合

図表一表一1-4 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-5 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-6 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-7 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-8 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-9 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-10 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-11 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-12 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-13 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-14 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-15 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-16 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-17 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-18 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-19 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-20 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-21 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-22 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-23 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-24 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-25 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-26 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-27 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-28 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-29 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-30 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-31 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-32 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-33 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-34 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-35 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-36 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-37 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-38 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-39 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-40 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-41 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-42 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-43 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-44 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-45 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-46 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-47 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-48 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-49 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-50 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-51 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-52 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-53 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-54 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-55 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-56 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-57 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-58 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-59 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-60 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-61 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-62 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-63 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-64 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-65 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-66 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-67 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-68 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-69 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-70 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-71 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-72 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-73 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-74 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-75 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-76 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-77 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-78 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-79 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-80 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-81 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-82 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-83 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-84 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-85 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-86 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-87 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-88 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-89 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-90 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-91 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-92 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-93 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-94 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-95 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-96 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-97 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-98 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-99 システム別の無線局数の割合

図表一表一1-100 システム別の無線局数の割合

調査結果を元に、評価の単位を周波数区分ごと及び各地方局ごととして、そのデータを集計分析し、利用状況を評価結果としてまとめ公表しています。

<掲載内容> 無線局の分布状況についての評価(無線局数の割合及び局数、無線局数の推移等)、無線設備の利用状況についての評価(平均通信量等)、体制整備についての評価(災害対策、予備電源保有状況等)、総合評価

◎ 映像STL/TTL/TSL (Aバンド)

平成18年度電波の利用状況調査の評価結果を受け、平成20年総務省告示第75号による周波数割当計画の変更で、固定業務の使用期限を設定する等した。
(平成18年度電波の利用状況調査(抜粋))

○ 映像STL/TTL/TSL (Aバンド)

アナログ方式の映像STL/TTLについては、平成23年度に地上アナログテレビジョン放送が終了した時点で廃止されることから、当該システムが使用する帯域は、第4世代移动通信システム等の移动通信システム用として確保することが適当である。

また、映像TSLについては、第4世代移动通信システム等の移动通信システムが円滑に導入できるよう、周波数の使用期限を早期に設定する必要がある。

周波数の使用期限の設定にあたっては、4GHz帯電気通信業務用固定無線システムの使用期限を前提とすることが適当である。移行先周波数については、電気通信業務用固定無線システムと同様に6GHz帯以上の周波数帯の検討が必要である。

(平成20年総務省告示第75号)

○ 3456-3600MHzの「固定業務(放送事業用)」

「固定業務でのこの周波数の使用は、平成24年11月30日までに限る。」と記載。

◎ 800MHz帯MCA陸上移动通信

平成22年度電波の利用状況調査の評価結果を受け、平成23年総務省告示第512号による周波数割当計画の変更で、905~915MHz帯から930~940MHz帯への移行を図った。

(平成22年度電波の利用状況調査(抜粋))

○ 800MHz帯MCA陸上移动通信システム

800MHz帯MCA陸上移动通信システムの移動局側周波数を現行の905-915MHzから930-940MHzへ周波数移行を図るため、700/900MHz帯の周波数割当の基本方針を踏まえ、必要な技術基準等の整備を行うとともに、周波数移行が可能となるよう具体的な移行計画の策定及び機器開発や移行作業体制など環境整備を行うこととする。また、円滑な周波数移行に向けて必要となる周波数を確保するため、周波数利用効率の高いデジタル方式の導入を促進するとともに、必要に応じて最新の利用状況を把握することが適当である。

(平成23年総務省告示第512号)

○ 905-915MHzの「移動業務」

「一般業務用(MCA陸上移动通信用、デジタルMCA陸上移动通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成30年3月31日までに限る。」と記載。

◎ パーソナル無線

平成22年度電波の利用状況調査の評価結果を受け、平成23年総務省告示第512号による周波数割当計画の変更で、使用期限を平成34年11月30日から平成27年11月30日に変更した。

(平成22年度電波の利用状況調査(抜粋))

○ パーソナル無線

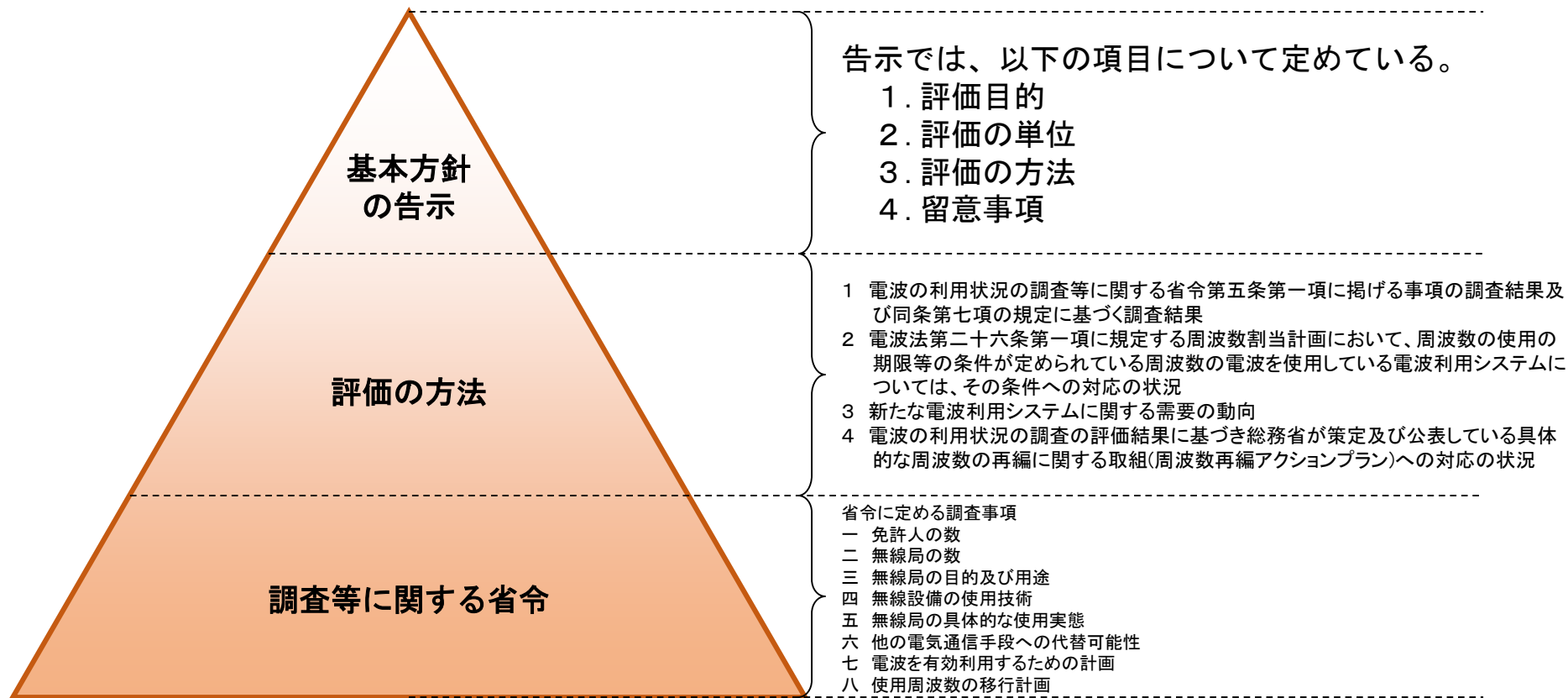
平成24年から携帯無線通信システムの導入が行われること、かつ、年々、パーソナル無線局数が減少しつつあること、さらには400MHz帯に登録局によるデジタル簡易無線局が制度整備されたことを踏まえ、現在、周波数再編アクションプラン(平成22年2月)において掲げられている最終使用期限(平成34年11月30日)を前倒し、平成27年11月30日とすることが適当である。

(平成23年総務省告示第512号)

○ 903-905MHzの「移動業務」

「簡易無線通信業務(パーソナル無線用)によるこの周波数帯の使用は、平成27年11月30日までに限る。」と記載。

基本方針の告示^{※1}で評価の方向を設定し、調査等に関する省令^{※2}において、調査項目を定めている。



※1 電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針(平成十九年一月四日 総務省告示第一号)

※2 電波の利用状況の調査等に関する省令(平成十四年十月三十日 総務省令第一百十号)

<電波法第二十六条の二>

○電波法 第26条の2《電波の利用状況の調査等》
(昭和二十五年五月二日 法律第百三十一号)

(電波の利用状況の調査等)

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下この条において「利用状況調査」という。）を行うものとする。

2 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

3 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき、及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

4 総務大臣は、第二項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

5 総務大臣は、利用状況調査及び前項に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

<電波の利用状況調査等に関する省令>

○電波の利用状況の調査等に関する省令
(平成十四年十月三十日 総務省令第百十号)

平成十四年総務省令第百十号
電波の利用状況の調査等に関する省令
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項、第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同条の規定を実施するため、電波の利用状況の調査等に関する省令を次のように定める。

第一条 この省令は、電波の利用状況の調査等に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。

第二条 この省令において使用する用語は、法及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。

第三条 総務大臣は、おおむね三年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

- 一 七・四MHz以下のもの
- 二 七・四MHzを超え三・四GHz以下のもの
- 三 三・四GHzを超えるもの

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。

- 一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯
- 二 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下のもの

第四条 利用状況調査は、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごと及び法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に記載されている割り当てることが可能である周波数の範囲（以下「割当可能周波数帯」という。）ごとに行うものとする。ただし、電波の有効利用の程度の評価を効果的に行うため必要があると認められるときは、この限りでない。

第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 免許人の数
- 二 無線局の数
- 三 無線局の目的及び用途
- 四 無線設備の使用技術
- 五 無線局の具体的な使用実態
- 六 他の電気通信手段への代替可能性
- 七 電波を有効利用するための計画
- 八 使用周波数の移行計画

2 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項 法第三十三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記載されている情報の整理
- 二 前項第五号から第八号までに掲げる事項 法第二十六条の二第五項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集
- 三 登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、登録人の数及び登録局の数とし、その調査は、第二項第一号に定める方法により行うものとする。

4 免許及び登録を要しない無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、別表一の欄に掲げる区別ごとに同表の二の欄に定めるところとする。

5 別表の二の欄に規定する事項を調査する方法は、同欄に掲げる事項ごとに同表の三の欄に定めるところとする。

6 総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、自ら行う電波の発射状況の調査結果を活用することができる。

第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項の期間の中間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

2 前項の利用状況調査を行うときは、対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を当該調査を開始する日の一月以上前に告示するものとする。

第七条 法第二十六条の二第三項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して国民に分かりやすいものとするよう適切な周波数帯等ごとに取りまとめること。
- 二 利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第三項に定める事項については平均値を算定することその他適切な方法によって処理すること。
- 三 前号において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報に配慮すること。

2 前項の規定にかかわらず、第二項第二号各号に掲げる周波数帯に係る利用状況調査及び評価の結果の概要は、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。

3 前二項の規定に基づき作成した利用状況調査及び評価の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。

- 一 総務省総合通信基盤局
- 二 総合通信局

第八条 法第二十六条の二第四項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 調査期間
- 二 調査の対象となる無線局及びその無線局に割り当てられている周波数
- 三 無線設備の取得価格及び取得時期その他の調査事項

四 調査方法

五 その他調査を実施するために必要な事項

第九条 第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。

<(告示)電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針>

○電波法第二十六条の二第三項に規定する電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針
(平成十九年一月四日 総務省告示第一号)

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条の二第三項の規定に基づき、同項に規定する電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を次のように定め、平成十九年四月一日から施行する。

なお、平成十四年総務省告示第六百四号(電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

一 目的

この方針は、電波法第二十六条の二第三項の規定に基づく電波の有効利用の程度の評価に関する基本的事項を定めることを目的とする。

二 評価の単位

評価は、電波の利用状況の調査等に関する省令(平成十四年総務省令第百十号)第三条に規定する周波数帯ごとに、全国の区域及び総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域ごとに行うものとする。ただし、電波の利用の程度の評価を効果的に行うため必要がある場合は、この限りでない。

三 評価の方法

評価は、原則として、調査の対象である周波数帯の周波数の電波を使用する電波利用システムについて、次に掲げる事項を分析することにより行うものとする。

- 1 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条第一項に掲げる事項の調査結果及び同条第七項の規定に基づく調査結果
- 2 電波法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況
- 3 新たな電波利用システムに関する需要の動向
- 4 電波の利用状況の調査の評価結果に基づき総務省が策定及び公表している具体的な周波数の再編に関する取組(周波数再編アクションプラン)への対応の状況

四 留意事項

評価は、電波の利用を廃止し、又は変更した場合、次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性に留意して行うものとする。

- 1 国の安全確保及び公共の秩序維持等のための電波の利用
- 2 非常時等における国民の生命及び財産の保護等のための電波の利用
- 3 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
- 4 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用